

小川町国民健康保険税の普通徴収に係る納付方法に関する要綱

（令和8年3月6日）  
告示第 24 号

（趣旨）

第1条 この告示は、小川町税条例（昭和30年小川町条例第36号）第164条に規定する普通徴収に係る国民健康保険税の納付方法に関し必要な事項を定めるものとする。

（普通徴収に係る国民健康保険税の納付方法）

第2条 普通徴収に係る国民健康保険税の納付の方法は、原則として口座振替の方法による。ただし、口座振替によることができないときは、納付書その他の方法によることができる。

（その他）

第3条 この告示に定めるもののほか、普通徴収に係る国民健康保険税の納付方法に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

